

独立行政法人日本スポーツ振興センター中期計画

<序文>

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第30条の規定に基づき、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）の中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を次のとおり定める。

<基本方針>

センターは、我が国におけるスポーツの振興及び児童生徒等の健康の保持増進を図るための中核的専門的機関として、その目的・役割を常に認識し、次の業務を実施していくこととする。

- (1) ナショナルスタジアムである国立競技場、我が国の国際競技力向上のための研究・支援を行う国立スポーツ科学センター（以下「JISS」という。）及びナショナルトレーニングセンター（以下「NTC」という。）並びに登山指導者の養成を行う国立登山研修所を適切かつ効率的に管理・運営するとともに、スポーツ振興基金及びスポーツ振興投票制度（toto）の収益による助成等を行うことによって、我が国のスポーツの振興を図ること。
- (2) 学校の管理下における児童生徒等の災害につき、災害共済給付を公正かつ適切に行うとともに、児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及び提供等を行うことによって、児童生徒等の健康の保持増進を図ること。

なお、具体の業務の実施に当たっては、多様な業務の有機的な連携と調和に留意するとともに、各種関係団体との緊密な連携を図りながら、効率的かつ効果的な業務運営を目指すこととする。

I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

センターの業務運営に際しては、既存事業の徹底した見直し、効率化を進めることとし、次の措置を講ずること等により、効率化を図る。

1 経費の抑制

法人の行う業務について、次の具体的な措置を講ずることにより経費の抑制を図る。

(1) 一般管理費等の節減

一般管理費については、中期目標期間の最後の事業年度において、平成19年度に比較して、総額で15%以上削減し、事業費（投票勘定・災害共済給付勘定・免責特約勘定の各業務及び一般勘定のうちスポーツ振興基金業務並びに新規に追加される業務、拡充業務分等に係る経費を除く。）についても、中期目標期間を通じて効率化を進めることとし、毎年度において対前年度比1%以上の削減を図ることを目標とする。経費の削減に当たっては、省エネルギーやペーパーレス対策等に関し

て具体の目標を設定し、その達成に努める。

また、総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づく平成18年度からの5年間で5%以上を基本とする削減について、引き続き着実に実施するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組を平成23年度まで継続することとする。

なお、センターの給与水準は国家公務員の水準を上回っていることから、当該給与水準について検証を行い、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取り組み状況については公表する。

(2) 業務運営の効率化

① 外部委託の推進・民間競争入札（包括的業務委託）の導入

全ての業務について外部委託が可能かどうか検討し、外部委託を積極的に推進する。

特にスポーツ施設の管理・運営業務（指導監督業務を除く。）について、平成21年度から民間競争入札（包括的業務委託）を実施する。

なお、実施に当たっては、高品質なサービスの提供に留意するほか、実施業務内容について検証を行い、検証結果を踏まえた対象範囲の見直しを行う。

② 公共調達適正化への取組

調達に当たっては、原則として一般競争入札等によることとし、企画競争や公募を行う場合においても競争性、透明性の確保を図る。

平成19年度に策定した随意契約見直し計画の実施状況を含む入札及び契約の適正な実施については、監事による監査を受けるとともに、財務諸表等に関する監査の中で会計監査人によるチェックを要請する。また、随意契約見直し計画の取組状況をホームページにより公表する。

なお、環境への負荷の少ない物品等を調達し、環境への配慮に努める。

(3) 情報提供及び事務の効率化の推進

① 情報提供の取組

業務の透明性の確保及び国民の理解を得る観点から、ホームページ等を活用し、法人の情報について、積極的かつ迅速に情報提供を行う。

② 情報通信技術の活用

各種事務処理について、情報通信技術を活用することにより、迅速化、簡素化を進め、事務の効率化を図る。

情報通信技術の活用にあたっては、セキュリティの確保を図るなど、適正な運用を行う。

2 組織及び定員配置の見直し

社会的ニーズの変化に応じて、業務執行が効果的・効率的に行えるよう、責任と役割分担を明確化した機能的で柔軟な組織体制の整備及び業務内容・業務量に応じた職員等の配置を行うとともに、事務及び事業の効率化を進める。

3 業務運営の点検・評価

全業務運営について定期的な点検・評価を行い、その結果を業務運営の改善に反映させる。

(1) 自己点検・評価の実施

センター内部に評価委員会を設け、定期的に業務の進行管理を行い、毎年度、自己評価を行う。

(2) 業務運営の改善促進

業務運営全般について法人の長によるヒアリングを実施することにより、業務運営の改善を促進する。

また、業務運営に関する内部統制の状況に留意しつつ、監事による監査を実施し、監査結果を業務運営に反映させる。

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 スポーツ施設の運営・提供に関する事項

センターの大規模スポーツ施設は、「トップレベルの競技者等の活動の場」であるとともに広く国民の「みるスポーツの場」としてスポーツの振興に寄与するものであることから、ナショナルスタジアムとして高水準な施設条件を維持した上で、適切かつ効率的な運営を図るため、次の措置を講じる。

(1) 大規模スポーツ施設における稼働日数の確保

センターの大規模スポーツ施設について、安全で高水準な施設条件を維持した上で、国際的・全国的なスポーツ大会等の開催やスポーツの利用に支障の無い範囲において文化的行事等の利用に供することにより、中期目標期間の平均で、それぞれ次の稼働日数を確保する。ただし、安全で高水準な施設条件を維持するために必要となる改修等の期間を除く。

① 国立霞ヶ丘競技場

ア 陸上競技場

良質なスポーツターフ等施設条件を維持するために必要な養生期間等を考慮した上で、年間135日以上稼働日数を確保する。

イ ラグビー場

ラグビー専用競技場として良質なスポーツターフ等施設条件を維持するために必要な養生期間等を考慮した上で、年間80日以上稼働日数を確保する。

② 国立代々木競技場

ア 第一体育館

利用者にとって快適な施設条件を提供するための管理等の期間を考慮した上で、年間225日以上稼働日数を確保する。

イ 第二体育館

利用者にとって快適な施設条件を提供するための管理等の期間を考慮した上で、年間305日以上稼働日数を確保する。

(2) スポーツ施設利用者の利便性の向上

① ホームページを活用した情報提供

センターの設置するスポーツ施設の利用情報等（利用申込、空き情報、利用条件、イベント情報等）を一元的かつ積極的に情報提供することにより、スポーツ施設利用者の利便性の向上を図る。

② 施設利用者の利便性の向上・ニーズの把握

施設利用者に対するアンケート調査等の実施により、利用者ニーズの把握を行い、快適な利用環境を提供する。

(3) スポーツ施設の利活用の促進

具体的な利用計画を策定し、国際競技力向上のための研究・支援事業を行う際の実験・実証の場として活用する。

また、スポーツの利用に支障のない範囲において、競技会以外の一般利用にも供する。

2 国際競技力向上のための研究・支援等に関する事項

スポーツ振興基本計画（平成18年9月21日文部科学省告示第135号）等に基づく、政策目標の達成に向けて、我が国の国際競技力向上を図るため、JISSにおいては、研究・支援事業を推進するとともに、NTCにおいては、JISSと連携し、トップレベル競技者が同一の活動拠点で集中的・継続的にトレーニングを行えるよう、快適なトレーニング施設の提供を行う。

実施に当たっては、次の措置を講じ、施設の利用主体である財団法人日本オリンピック委員会（以下「JOC」という。）との緊密な連携・協力を図るため、定期的に連絡調整の場を設けるとともに、利用者ニーズを把握するため、中央競技団体（以下「NF」という。）等に対するヒアリング等を実施し、効果的・効率的な事業の執行

を図る。

(1) 国際競技力向上のための総合的支援

国際競技力向上に向けた強化活動に対し、文部科学省、JOC及びNF等と連携し、支援内容の明確化を図り、スポーツ医・科学及び情報の各側面から総合的に支援活動を実施するとともに、JISS及びNTCの施設・設備を活用した効果的な支援を実施する。

① スポーツ医・科学分野からの支援

我が国のトップレベル競技者の競技力向上を図るため、これまでの研究・支援活動の成果及びNFの要望等を踏まえ、支援活動内容の明確化・プロジェクトの重点化を図り、スポーツ医・科学の側面から支援する。

② スポーツ情報分野からの支援

国内外のスポーツ関係機関とのネットワークを充実させ、国際競技力向上に関連する各種情報の収集・分析・蓄積・提供を行うとともに、情報関連技術の開発応用を更に促進・普及し、国際競技力向上のためのスポーツ情報機能を強化するなど、スポーツ情報の側面から支援する。

(2) 国際競技力向上のための研究の推進

国際競技力向上に向けた強化活動の現場でNF等から科学的な解明が求められている課題及びJISSが行う支援事業の質的向上を図るために必要となる課題を解決するため、JOC、NF、大学及び外部の研究者・研究機関との連携を図り、プロジェクトチーム型の実践に資する研究を推進する。

(3) スポーツ診療

競技者がオリンピック競技大会をはじめとする国際競技大会において、良好なコンディションで競技を行えるよう、スポーツ外傷・障害、疾病に対する診療・アスレティックリハビリテーション、心理カウンセリングの実施及び障害等の予防法に関する啓発等を行う。

(4) 研究・支援活動の成果及び収集情報の普及・提供

研究・支援活動の成果及び収集情報については、我が国の国際競技力向上に関する戦略上の必要性及び個人情報の保護等に留意した情報管理システムを構築し、適切な情報の提供を行う。

① 研究・支援活動の成果の競技現場への提供

国際競技力向上に有用な研究成果及び競技種目横断的に有効な支援活動の成果については、NFが行う強化活動に活かされるよう迅速かつ的確に提供する。

② 研究・支援活動の成果の普及

国内外の雑誌等への研究論文の公表、全国的なシンポジウム・セミナー等での発表など、研究・支援活動の成果の普及を図るとともに、JOC及びNFが主催する研修会等に研究員を派遣し、研究成果等の普及を図る。

③ 研究・支援活動の成果及び収集情報の提供

研究・支援活動の成果や収集により得られた情報のうち、一般に公開すべき情報については、インターネット等情報通信技術を活用し、提供を行う。

(5) 外部有識者による評価の実施

外部有識者で構成する評価体制を整備し、事業実施の事前及び事後に外部評価を実施するとともに、評価結果や意見等を各年度の事業に反映させるなど、効果的・効率的に事業を実施する。

3 スポーツ振興のための助成に関する事項

スポーツ振興基金及びスポーツ振興投票による助成の実施に当たっては、両制度創設の趣旨及びスポーツ振興基本計画等の国の施策を踏まえ、安定的・計画的な助成に配慮しつつ、効果的な助成を行う。

(A) 助成業務の透明性の確保等

(1) 公平性・透明性の確保

- ① スポーツ振興基金及びスポーツ振興投票による助成の実施に当たって、助成に係る要綱等により、基準を明確にする。
- ② 外部の有識者による審査委員会を設置し、その審査を踏まえて、交付対象の採択を行う。
- ③ 助成内容・助成額・交付先及び審査委員の氏名等をホームページ・パンフレットにより審査終了後速やかに公開し、透明性の確保を図る。

(2) 助成業務の効率化・適正化

- ① 安定的・計画的な助成に資するため、スポーツ団体等のニーズや社会的な要請等の把握に努める。
- ② 助成区分ごとに可能な限り具体的かつ定量的に策定された達成すべき内容や水準を示した上で、外部の有識者により、厳格かつ客観的な評価・分析を実施し、評価結果を翌年度以降の助成業務の効率化及び適正化に反映させる。
- ③ 助成を受けたスポーツ団体等に対して対象事業の経理状況について調査を行い、助成金の使途等について適切に把握する。

(3) 助成申請者の利便性の向上

- ① 交付申請等事務手続きの簡素化かつ迅速化を図るため、助成対象内容、申請

手続き、採択基準、受付窓口等をホームページ等により公開する。

- ② スポーツ振興に係る助成金交付申請受付事務のオンライン化を推進し、申請受付件数全体に占めるオンラインによる申請率が中期目標の期間中90%以上の水準を維持できるよう、利用促進を図る。

(B) スポーツ振興助成のための安定的な財源の確保

(1) より多くの助成財源の確保

① スポーツ振興基金

助成財源の安定的な確保のため、スポーツ振興基金の運用基準等に基づき安全かつ安定的な運用を行う。また、民間からの寄付金などにより基金の増額に努める。

② スポーツ振興投票

売上向上効果が期待できるあらゆる事項に取り組んでくじの売上向上や経費節減に努め、より多くの助成財源を確保する。また、適切な資金運用に努め、助成財源の維持・拡充に努める。

(2) 助成制度の趣旨の普及・浸透

- ① 助成を受けたスポーツ団体等に対し、当該事業がスポーツ振興基金又はスポーツ振興投票による助成金の交付を受けて行われたものであることを、各団体のホームページ、看板等に明示することを求め、両制度の趣旨が、国民に容易に理解され、広く社会に普及・浸透するよう努める。
- ② スポーツ振興投票制度の周知のための広報及びくじ販売促進のための広告宣伝等を効果的に行い、スポーツ振興投票制度が多くの国民の理解を得るようにする。
- ③ 青少年の健全育成に配慮する観点から、スポーツ振興くじが適切に販売されるよう、定期的な調査・販売員の研修等を行う。

4 災害共済給付事業に関する事項

災害共済給付制度は、学校の管理下における災害に関する給付を行う我が国唯一の公的給付制度として、学校、学校の設置者をはじめ児童生徒等の保護者に定着している実情を踏まえ、さらに、請求事務手続きの省力化等利用者へのサービス向上を図っていく。

(1) 公正かつ適切な給付の実施

① 審査体制の整備・充実

不服申し立ても含めた重要案件に対する審査体制を充実するため、外部の有識者で構成する審査委員会等の体制について、さらに整備・充実を図る。

② 災害調査の実施

災害共済給付に関する重要案件等の審査に当たっては、現地調査を実施するなど、正確な情報収集を行うことにより公正かつ適切な給付を行う。

(2) 業務の効率化及び支所の業務等の在り方検討

① 災害共済給付オンライン請求システムの利用促進

災害共済給付オンライン請求システム（以下「災害共済給付システム」という。）に関して学校及び学校の設置者に対し説明会等を実施し、請求件数全体に占めるオンラインによる請求率が中期目標の期間終了時までには80%以上の水準を維持できるようにシステムの利用促進を図る。

② 災害共済給付システムの整備

学校及び学校の設置者における請求事務の省力化、給付の迅速化・効率化を図るため、災害共済給付システムの機能強化を行う。

③ 業務等の在り方の検討

災害共済給付業務については、さらなる合理化に努めるとともに、オンライン化の進捗状況を踏まえ、センター内部に学校安全業務検討委員会（以下、「検討委員会」という。）を設け、支所の業務等の在り方について検討を行い、中期目標期間終了時までには、所要の結論を得る。

5 スポーツ及び児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及び提供に関する事項

スポーツ及び児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及び提供を行うため、次の事業を行う。

なお、ニーズの把握に努め、必要に応じて事業の見直しを図る。

(1) 登山指導者の養成及び登山に関する情報の提供

大学山岳部や中高年登山の指導者等の資質の向上を図るための研修会等を開催する。また、登山に関する最新の知見や技術等についての情報提供を行うとともに、研修会等にも活用する。

なお、研修会等については、十分な安全対策を講じた上で開催する。

研修会等の開催 年4コース（8回以上）

延べ40日程度

(2) スポーツの普及・施設維持管理情報の提供

スポーツの普及・振興に資するため、国立競技場の施設を利用しながら、スポーツターの維持管理方法等、これまでの施設管理運営から得た維持管理方法に関する情報提供を行い、地域のスポーツ施設等の環境整備を支援するとともに、関係団

体と連携して講習会等を開催し、指導者養成や生涯スポーツの振興を図る。

講習会等の開催 年4回程度

(3) 学校安全支援業務

災害共済給付業務の実施によって得られる事例の収集、分析、関連調査の実施及び関連情報の提供など災害共済給付業務に関連する次の業務に重点化し実施する。

また、学校安全支援業務については、センター内部に設けた検討委員会で事業の必要性・有効性を厳格に検証した上で、中期目標期間終了時まで各事業の在り方について所要の結論を得る。

① 学校災害事故防止に関する調査研究

ア センター内部に外部の有識者を含めた「学校災害防止調査研究委員会」を設け、災害共済給付業務の実施を通じて得られた学校の管理下の災害事例を分析し、学校における特徴的な災害について、その発生の防止方策について調査・研究を行い、学校やその設置者に成果の活用を働きかけ、当該災害の減少を図る。

調査・研究の件数 中期目標期間中5件程度

調査・研究の成果について、発表1年後を目途に都道府県・指定都市教育委員会に対してアンケート調査を行い有効性（80%以上のプラスの評価）を検証する。

また、調査研究の成果について、学校等と連携し、有効性の確認を行う。

イ 「災害統計調査」、「死亡・障害事例集」を作成する。

「災害統計調査」 隔年度作成

「死亡・障害事例集」 毎年度作成

ウ 災害共済給付業務において情報収集した食中毒事例などについて、学校での食の安全を確保するため学校給食調理場の実態調査及び学校給食用食品の細菌、ウイルス、残留農薬等の各種検査などを行い食中毒等の防止に努める。

実態調査 年5回程度

学校給食用食品等検査 年300検体程度

② 学校災害防止に関する情報提供

学校災害防止に関する調査研究によって得られた研究の成果、統計情報、実態調査結果等の情報を効果的に学校関係者等に提供するため次の措置等を講じる。

ア 学校災害防止に関する調査研究の成果や情報をセンターが主催する講習会等を通じて普及を図る。

講習会等の開催 年5回程度

受講者に対して研修内容・方法等についてのアンケート調査を実施し、80%以上から「有意義であった」などプラスの評価を得る。

イ 学校安全支援業務に関するホームページを充実し、学校災害防止に関する調査研究の成果、統計情報、実態調査結果等の学校安全に関する有益な情報を提供する。

学校安全支援に関する情報へのアクセス数中期目標期間を通じて年間60万件以上を目標とする。

ウ 災害共済給付システムを改善し、各学校がそのニーズに応じ、災害共済給付システムを通じ自ら収集・分析できる情報を充実する。

システム改善後、都道府県・指定都市教育委員会に対して統計情報の提供内容についてアンケート調査を行い、その有効性について80%以上のプラスの評価を得る。

(注) 廃止事業の取扱い

学校安全研究推進事業、学校安全優良校表彰、学校安全研究大会、学校給食における学校・家庭・地域の連携推進事業、心肺蘇生法実技講習会については委嘱期間の終了を持って廃止する。

(4) 関係団体等との連携

スポーツ関係団体や都道府県教育委員会等関係団体との連携を密にし、意見・要望等を把握するとともに、必要に応じて事業を再構築する。

Ⅲ 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1 スポーツ振興投票等業務に係る財務内容の健全化

本業務の効率的な実施等による経費節減及び売上向上などにより、スポーツ振興投票等業務に係る財務内容の健全化を図るとともに、経営の安定化に向けた取組みを進める。

これらの取組みにより、スポーツ振興くじの売上げ向上等に最大限努力し、繰越欠損金をできる限り早期に解消するとともに、スポーツ振興に対する助成の確保に努める。

(1) 売上向上への取組み

売上向上については、次をはじめとして売上向上効果が期待できるあらゆる事項に取り組む。

- ① スポーツ振興くじ「BIG」のさらなる普及によりスポーツ振興くじの新たな購入者を獲得するとともに、これをほかのくじの購入者獲得や購入者の定着等にもつなげるよう取り組む。
- ② 長期的・継続的な売上向上を図るため、新たな購入者層の獲得及び購入者の定着を図る観点から購入者のニーズ等を踏まえて、さらに新しいくじの検討・開発

を行う。

- ③ 販売店・インターネット決済手段・払戻場所等のさらなる充実を図りサービス向上に努める。
- ④ 国際試合を対象とすること、その他の売上向上や経営安定に大きな効果があると考えられる事項について、効果を適切に見積りながら、実施方法及び必要な措置等を検討する。

(2) 繰越欠損金の早期解消

売上向上及び経費節減に取り組み収益を確保することにより、平成20年、平成21年の2事業年度で、繰上償還を図って長期借入金（95億円）の返済に努め、平成21年度末に繰越欠損金解消の見通しがおおむね立つようにする。

2 自己収入の確保及び予算の効率的な執行

運営費交付金以外の収入の増加などに努めることにより、自己収入の増加を図る。また、適切な業務運営を行うことにより、予算の効率的な執行を図る。

(1) 運営費交付金以外の収入の増加等

命名権の導入、近隣の類似施設の状況を考慮しつつ施設利用料の見直し、園地の有効活用等運営費交付金以外の自己収入の増加を図るとともに、必要に応じ遊休資産の処分等を行う。

なお、職員宿舎の用途に供していた習志野及び所沢の建物等については、平成20年度の売却を検討する。

(2) 競争的資金の獲得

調査研究を行うに当たっては、積極的に外部からの競争的資金を獲得する。

また、総合科学技術会議及び文部科学省のガイドライン等を踏まえ、研究費の不正使用及び不正受給並びに研究上の不正防止に取り組む。

(3) 予算の効率的な執行

予算の執行に当たっては、節約を行うとともに、財務に係る情報を把握し、適切な業務運営を行うことにより、効率的な執行を図る。

3 資金の運用及び管理

専任の職（資金管理主幹）により、継続的に金利情報等の収集及び分析を行うとともに、運用基準等に基づき、安全かつ安定的な運用を図る。

4 期間全体に係る予算（人件費の見積りを含む。）

- (1) 総計 別表－１のとおり
- (2) 投票勘定 別表－２のとおり
- (3) 災害共済給付勘定 別表－３のとおり
- (4) 免責特約勘定 別表－４のとおり
- (5) 一般勘定 別表－５のとおり

5 期間全体に係る収支計画

- (1) 総計 別表－６のとおり
- (2) 投票勘定 別表－７のとおり
- (3) 災害共済給付勘定 別表－８のとおり
- (4) 免責特約勘定 別表－９のとおり
- (5) 一般勘定 別表－１０のとおり

6 期間全体に係る資金計画

- (1) 総計 別表－１１のとおり
- (2) 投票勘定 別表－１２のとおり
- (3) 災害共済給付勘定 別表－１３のとおり
- (4) 免責特約勘定 別表－１４のとおり
- (5) 一般勘定 別表－１５のとおり

IV 短期借入金の限度額

業務運営上必要な短期借入金の限度額は、１０億円とする。

V 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

職員宿舍の用途に供していた建物、構築物及び土地（千葉県習志野市泉町２－６－１
１、埼玉県所沢市榎町９－１０）を譲渡する。

VI 剰余金の使途

決算において剰余金が生じたときは、次の事項に充てる。

- 1 スポーツ施設の保守・改修
- 2 スポーツ振興基金助成事業の充実
- 3 情報通信技術関連機器の整備
- 4 人材育成、能力開発
- 5 職場環境の改善
- 6 広報、成果の発表・展示
- 7 主催事業及び調査研究事業の充実

Ⅶ その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画

別表－16のとおり

施設整備・管理の実施に当たっては、業務実施上の必要性及び施設の老朽化が進行していることにかんがみ、長期的視野に立った整備計画を策定し、計画的に施設整備を推進する。

また、施設の管理運営に当たっては、維持保全を確実に実施することにより、利用者の安全の確保に万全を期する。

さらに、利用者本位の立場から、利用者の安全確保を考慮した施設の整備や改善を進めつつ、高齢者・身体障害者等にも配慮した施設とする。

2 人事に関する計画

業務の実情に応じて、民間競争入札（包括的業務委託）の実施及び執務体制の見直しを図ることにより、効率的な組織体制を構築する。また、研修の実施により優れた人材を育成する。

（1）人員に関する指標

当該中期目標の期間中、業務運営の効率化、民間競争入札（包括的業務委託）の実施、執務体制の見直しなど効率的な組織体制の構築を図ることにより計画的な合理化減を行い、常勤職員数の削減を図る。

なお、職員の採用は、任期付任用、業務に関し高度な専門性を有する者の選考採用について検討しつつ計画的に行う。

（参考1）

常勤職員数の状況

① 期初の常勤職員数	360人
② 期末の常勤職員数の見込み	338人

（参考2）

中期目標期間中の人件費総額見込み 14,331百万円

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び退職者給与に相当する範囲の費用である。

（2）人材の育成等

① 研修の実施

職員の能力開発及び高度な専門知識や技術を持った人材を育成するため、職員の能力向上に重点をおいた研修の内容や体系の充実を図り、職員の自己研鑽を推進する。

② 職場環境の充実

セクシャル・ハラスメントの防止、メンタルヘルスについての管理体制の充実を図る。

③ 危機管理体制等の充実

災害時等緊急時に即応可能な体制の充実を図る。

(3) 研究職員の資質向上

研究職員については、質の高い研究・支援を推進するため、任期付任用制度の活用、職の公募等により、優れた人材の確保と資質向上を図る。

3 積立金の使途

前中期目標期間繰越積立金については、以下の事業の財源に充てる。

(1) 災害共済給付及び免責特約に係る事業

(2) スポーツ振興基金助成事業の充実

(3) 児童生徒等健康保持増進事業

① 災害共済給付システムの整備

② 児童生徒等の健康の保持増進に係る業務の推進

【別表－１】

期間全体に係る予算(総計)

(単位:百万円)

区分	金額
[収入]	
運営費交付金	28,108
施設整備費補助金	7,901
災害共済給付補助金	12,720
基金運用収入	2,822
国立競技場運営収入	11,591
国立スポーツ科学センター運営収入	1,773
ナショナルトレーニングセンター運営収入	2,746
国立登山研修所運営収入	3
スポーツ及び健康教育普及事業収入	540
スポーツ振興投票事業収入	201,475
共済掛金収入	85,334
スポーツ振興投票事業準備金戻入	10,774
受託事業収入	5
寄附金収入	185
営業外収入	16
災害共済給付勘定受入金	1,177
利息収入	210
その他収入	557
前中期目標期間繰越積立金取崩額	4,034
計	371,971
[支出]	
業務経費	126,240
うち、人件費	16,076
国立競技場運営費	3,840
国立スポーツ科学センター運営費	8,651
ナショナルトレーニングセンター運営費	9,579
国立登山研修所運営費	204
スポーツ振興基金事業費	6,115
スポーツ及び健康教育普及事業費	4,834
スポーツ振興投票業務運営費	66,167
スポーツ振興投票助成事業費	10,774
給付金	92,913
受託事業費	5
一般管理費	5,793
うち、人件費	3,580
物件費	2,213
施設整備費	7,901
払戻返還金	100,000
国庫納付金	6,700
スポーツ振興投票事業準備金繰入	13,400
一般勘定繰入金	1,177
事業外支出	13,364
計	367,493

[人件費の見積り] 期間中総額14,331百万円を支出する。

[運営費交付金算定ルール] : 別紙

[注記]

- 退職手当については、独立行政法人日本スポーツ振興センター役員退職手当規則及び同職員退職給与規則に基づいて支給することとし、そのうち、次に掲げる自己収入で手当する分を除く額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。
投票勘定 スポーツ振興投票事業収入で手当する38人分
- 勘定間の繰入額は、損益計算書科目の費用と収益が両建てされている場合には相殺している。

【別表－２】

期間全体に係る予算(投票勘定)

(単位:百万円)

区分	金額
[収入]	
スポーツ振興投票事業収入	201,475
スポーツ振興投票事業準備金戻入	10,774
利息収入	25
その他収入	0
計	212,274
[支出]	
業務経費	78,554
うち、人件費	1,613
スポーツ振興投票業務運営費	66,167
スポーツ振興投票助成事業費	10,774
一般管理費	256
払戻返還金	100,000
国庫納付金	6,700
スポーツ振興投票事業準備金繰入	13,400
事業外支出	13,364
計	212,274

[人件費の見積り] 期間中総額 1,415 百万円を支出する。

【別表－3】

期間全体に係る予算(災害共済給付勘定)

(単位:百万円)

区分	金額
[収入]	
災害共済給付補助金	12,720
共済掛金収入	83,176
免責特約勘定より受入	1,143
利息収入	94
計	97,133
[支出]	
給付金	92,913
一般勘定繰入金	1,177
計	94,090

[注記]

平成20年度以降は、児童生徒数の減少率、給付金の発生率等を勘案して積算している。

【別表－４】

期間全体に係る予算(免責特約勘定)

(単位:百万円)

区分	金額
[収入]	
共済掛金収入	2,158
利息収入	90
計	2,248
[支出]	
災害共済給付勘定へ繰入	1,143
計	1,143

【注記】

平成20年度以降は、児童生徒数の減少率、給付金の発生率等を勘案して積算している。

【別表－５】

期間全体に係る予算(一般勘定)

(単位:百万円)

区分	金額
[収入]	
運営費交付金	28,108
施設整備費補助金	7,901
基金運用収入	2,822
国立競技場運営収入	11,591
国立スポーツ科学センター運営収入	1,773
ナショナルトレーニングセンター運営収入	2,746
国立登山研修所運営収入	3
スポーツ及び健康教育普及事業収入	540
受託事業収入	5
寄附金収入	185
営業外収入	16
災害共済給付勘定受入金	1,177
利息収入	1
その他収入	557
前中期目標期間繰越積立金取崩額	4,034
計	61,459
[支出]	
業務経費	47,686
うち、人件費(事業系)	14,463
国立競技場運営費	3,840
国立スポーツ科学センター運営費	8,651
ナショナルトレーニングセンター運営費	9,579
国立登山研修所運営費	204
スポーツ振興基金事業費	6,115
スポーツ及び健康教育普及事業費	4,834
受託事業費	5
一般管理費	5,537
うち、人件費(管理系)	3,580
物件費	1,957
施設整備費	7,901
計	61,129

[人件費の見積り] 期間中総額12,916百万円を支出する。

[運営費交付金算定ルール] : 別紙

[注記]

施設整備費補助金の金額は、改修(更新)等について施設整備5ヵ年計画7,901百万円を含んだものとして試算している。

【別表－6】

期間全体に係る収支計画(総計)

(単位:百万円)

区分	金額
費用の部	341,619
経常費用	328,219
業務経費	121,792
給付金	92,913
払戻返還金	100,000
受託事業費	5
国庫納付金	6,700
一般管理費	4,516
一般勘定繰入金	1,177
支払備金繰入	17
財務費用	1,099
臨時損失	13,400
収益の部	360,484
経常収益	349,710
運営費交付金収益	26,737
施設費収益	470
災害共済給付補助金収益	12,720
国立競技場運営収入	11,591
国立スポーツ科学センター運営収入	1,773
ナショナルトレーニングセンター運営収入	2,746
国立登山研修所運営収入	3
スポーツ及び健康教育普及事業収入	540
スポーツ振興投票事業収入	201,475
共済掛金収入	85,335
利息及び配当金収入	2,851
受託事業収入	5
災害共済給付勘定受入金収益	1,177
寄附金収益	260
支払備金戻入	201
資産見返運営費交付金戻入	1,004
資産見返寄附金戻入	20
財務収益	229
雑益	573
臨時利益	10,774
純利益	18,865
前中期目標期間繰越積立金取崩額	1,281
総利益	20,146

[注記]

勘定間の繰入額は、損益計算書科目の費用と収益が両建てされている場合には相殺している。

【別表－7】

期間全体に係る収支計画(投票勘定)

(単位:百万円)

区分	金額
費用の部	197,095
経常費用	183,695
業務経費	75,802
払戻返還金	100,000
国庫納付金	6,700
一般管理費	94
財務費用	1,099
臨時損失	13,400
収益の部	212,274
経常収益	201,500
スポーツ振興投票事業収入	201,475
財務収益	25
臨時利益	10,774
純利益	15,179
総利益	15,179

【別表－8】

期間全体に係る収支計画(災害共済給付勘定)

(単位:百万円)

区分	金額
費用の部	94,090
経常費用	94,090
給付金	92,913
一般勘定繰入金	1,177
収益の部	97,310
経常収益	97,310
災害共済給付補助金収益	12,720
共済掛金収入	83,176
免責特約勘定より受入	1,143
支払備金戻入	177
財務収益	94
純利益	3,220
総利益	3,220

【別表－9】

期間全体に係る収支計画(免責特約勘定)

(単位:百万円)

区分	金額
費用の部	1,160
経常費用	1,160
災害共済給付勘定へ繰入	1,143
支払備金繰入	17
収益の部	2,273
経常収益	2,273
共済掛金収入	2,159
支払備金戻入	24
財務収益	90
純利益	1,113
総利益	1,113

【別表－１０】

期間全体に係る収支計画(一般勘定)

(単位:百万円)

区分	金額
費用の部	50,417
経常費用	50,417
業務経費	45,990
受託事業費	5
一般管理費	4,422
財務費用	0
収益の部	49,770
経常収益	49,770
運営費交付金収益	26,737
施設費収益	470
国立競技場運営収入	11,591
国立スポーツ科学センター運営収入	1,773
ナショナルトレーニングセンター運営収入	2,746
国立登山研修所運営収入	3
スポーツ及び健康教育普及事業収入	540
利息及び配当金収入	2,851
受託事業収入	5
災害共済給付勘定受入金収益	1,177
寄附金収益	260
資産見返運営費交付金戻入	1,004
資産見返寄附金戻入	20
財務収益	20
雑益	573
純利益	△ 647
前中期目標期間繰越積立金取崩額	1,281
総利益	634

【別表－１１】

期間全体に係る資金計画(総計)

(単位:百万円)

区分	金額
資金支出	399,617
業務活動による支出	319,254
投資活動による支出	41,714
財務活動による支出	21,669
次期中期目標期間への繰越金	16,980
資金収入	399,617
業務活動による収入	349,817
運営費交付金収入	28,108
スポーツ振興投票事業収入	201,475
共済掛金収入	85,335
受託事業収入	5
国立競技場の運営による収入	11,591
国立スポーツ科学センターの運営による収入	1,773
ナショナルトレーニングセンターの運営による収入	2,746
国立登山研修所の運営による収入	3
スポーツ及び健康教育普及事業による収入	540
基金業務における利息及び配当金収入	2,822
基金業務における有価証券の償還による収入	1,700
補助金等収入	12,720
寄附金収入	185
その他の収入	47
利息及び配当金の受取額	210
消費税の還付による収入	557
投資活動による収入	41,101
有価証券の売却による収入	2,300
有価証券の償還による収入	900
定期預金の払戻しによる収入	30,000
施設費による収入	7,901
財務活動による収入	11
前期中期目標期間よりの繰越金	8,688

[注記]

勘定間の繰入及び受入額については、相殺している。

【別表－１２】

期間全体に係る資金計画(投票勘定)

(単位:百万円)

区分	金額
資金支出	203,890
業務活動による支出	174,099
財務活動による支出	21,639
次期中期目標期間への繰越金	8,152
資金収入	203,890
業務活動による収入	201,524
スポーツ振興投票事業収入	201,475
その他の収入	24
利息及び配当金の受取額	25
前期中期目標期間よりの繰越金	2,366

【別表－１３】

期間全体に係る資金計画(災害共済給付勘定)

(単位:百万円)

区分	金額
資金支出	99,631
業務活動による支出	94,089
次期中期目標期間への繰越金	5,542
資金収入	99,631
業務活動による収入	97,133
共済掛金収入	83,176
免責特約勘定より受入による収入	1,143
補助金等収入	12,720
利息及び配当金の受取額	94
前期中期目標期間よりの繰越金	2,498

【別表－１４】

期間全体に係る資金計画(免責特約勘定)

(単位:百万円)

区分	金額
資金支出	2,469
業務活動による支出	1,143
次期中期目標期間への繰越金	1,326
資金収入	2,469
業務活動による収入	2,249
共済掛金収入	2,159
利息及び配当金の受取額	90
前期中期目標期間よりの繰越金	220

【別表－１５】

期間全体に係る資金計画(一般勘定)

(単位:百万円)

区分	金額
資金支出	95,947
業務活動による支出	52,243
投資活動による支出	41,714
財務活動による支出	30
次期中期目標期間への繰越金	1,960
資金収入	95,947
業務活動による収入	51,231
運営費交付金収入	28,108
受託事業収入	5
国立競技場の運営による収入	11,591
国立スポーツ科学センターの運営による収入	1,773
ナショナルトレーニングセンターの運営による収入	2,746
国立登山研修所の運営による収入	3
スポーツ及び健康教育普及事業による収入	540
基金業務における利息及び配当金収入	2,822
基金業務における有価証券の償還による収入	1,700
災害共済給付勘定受入金による収入	1,177
寄附金収入	185
その他の収入	23
利息及び配当金の受取額	1
消費税の還付による収入	557
投資活動による収入	41,101
有価証券の売却による収入	2,300
有価証券の償還による収入	900
定期預金の払戻しによる収入	30,000
施設費による収入	7,901
財務活動による収入	11
前期中期目標期間よりの繰越金	3,604

【別表－１６】

長期的視野に立った施設整備・管理の実施

施設整備の内容	予定額(百万円)	財 源
国立競技場等の改修及びナショナルトレーニングセンター用地購入費	7,901	独立行政法人日本スポーツ振興センター施設整備費補助金

[注記]

金額は見込みである。

なお、上記のほか、業務の実施状況、施設・設備の老朽化度合い等を勘案した改修（更新）等が追加されることがあり得る。

運営費交付金算定ルール

○毎事業年度に交付する運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$A(y) = \{C(y) + Pc(y)\} \times \alpha (\text{係数}) + \{Pr(y) + R(y)\} \times \gamma (\text{係数}) - B(y) + \varepsilon(y)$$

$A(y)$: 当該事業年度における運営費交付金。

α : 一般管理費・管理部門の件費に係る効率化係数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な数値を決定。

γ : 事業経費・事業部門の件費に係る効率化係数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な数値を決定。

$\varepsilon(y)$: 当該事業年度における特殊経費。退職者の人数の増減等の事由により当該年度に限り時限的に発生する経費であって、運営費交付金算定ルールに影響を与えうる規模の経費。これらについては、各事業年度の予算編成過程において、件費の効率化等の一般管理費の削減方針も反映し具体的に決定。

○一般管理費

$$C(y) = C(y-1)$$

$C(y)$: 当該事業年度におけるスポーツ振興基金運用収入及び災害共済給付勘定受入金を財源とする一般管理費を除いた一般管理費。

$C(y-1)$: 直前の事業年度における $C(y)$ 。

○管理部門の件費

$$Pc(y) = Pc(y-1) \times \sigma$$

$Pc(y)$: 当該事業年度における管理部門の件費（退職手当を含む）。

$Pc(y-1)$: 直前の事業年度における $Pc(y)$ 。

σ : 件費調整係数。各事業年度予算編成過程において、給与昇給率等を勘案し、当該事業年度における具体的な数値を決定。

○事業部門の件費

$$Pr(y) = Pr(y-1) \times \sigma$$

$Pr(y)$: 当該事業年度における事業部門の件費（退職手当を含む）。

$Pr(y-1)$: 直前の事業年度における $Pr(y)$ 。

○事業経費

$$R(y) = R(y-1) \times \beta \times \delta$$

$R(y)$: 当該事業年度におけるスポーツ振興基金運用収入、寄附金収入、研究補助金等収入、受託事業収入、災害共済給付勘定受入金及び前中期目標期間繰越積立金取崩額を財源とする事業経費を除いた事業経費。

$R(y-1)$: 直前の事業年度における $R(y)$ 。

β : 物価調整係数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な数値を決定。

δ : 業務政策係数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な数値を決定。

○自己収入

$$B(y) = B(y-1) \times \lambda$$

$B(y)$: 当該事業年度におけるスポーツ振興基金運用収入、寄附金収入、研究補助金等収入、受託事業収入、災害共済給付勘定受入金及び前中期目標期間繰越積立金取崩額を除いた自己収入の見積り。

$B(y-1)$: 直前の事業年度における $B(y)$ 。

λ : 改善努力係数。実績及び実績見込等を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な数値を決定。

○前提条件：運営費交付金の算定ルールに基づき、一定の仮定の下に中期目標期間中の予算を試算。

一般管理費・管理部門の件費に係る効率化係数	α	0.963
事業経費・事業部門の件費に係る効率化係数	γ	0.990
業務政策係数	δ	1.000
改善努力係数	λ	1.005
件費調整係数	σ	1.000
物価調整係数	β	1.000